

○ 茨城県警察職員の特別褒賞金に関する条例

昭和41年10月7日

条例第52号

〔沿革〕 昭和47年3月条例第24号、49年10月第47号、57年7月第23号、平成4年9月第81号、7年9月第49号、8年3月第41号、23年10月第46号改正

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例を公布する。

茨城県警察職員の特別褒賞金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、茨城県警察職員(以下「職員」という。)に対する特別褒賞金の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別褒賞金)

第2条 特別褒賞金は、職員が、危害を加えられ又は災害を被ることを予断できるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことによつて危害又は災害を受けた場合において、その行為が特に功労があると認められるときに、当該職員又はその遺族に対して授与するものとする。

(種類及び額)

第3条 特別褒賞金の種類及び額は、次の各号のとおりとし、別に定める基準により授与するものとする。

- (1) 殉職者特別褒賞金 1,360万円以上2,520万円以下
- (2) 障害者特別褒賞金 130万円以上2,060万円以下
- (3) 傷病者特別褒賞金 13万円以上130万円以下

2 前項の規定にかかわらず、職員が、上官の命を受けて特に生命の危険が予想される地域に出動し、危害を加えられ又は災害を被ることが予断できるにもかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)第2条第2項又は第3項に該当し、警察勲功章又は警察功労章を授与された場合における殉職者特別褒賞金の額は、3,000万円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、職員が、危害又は災害を受けるおそれが極めて大きい状況でその職務を遂行したこと、積極果敢にその職務を遂行したこと、遂行した職務による貢献が多大であったこと等により特に他の模範となると認められる場合における特別褒賞金の額は、前2項の規定により授与すべきこととなる額にその10割以内の額を限度として当該危険の程度等に応じて必要と認められる額を加算して得た額とすることができる。

(殉職者特別褒賞金の授与)

第4条 殉職者特別褒賞金は、職員の遺族に対して授与するものとする。

(範囲及び順位)

第5条 前条に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫及び祖父母で、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が殉職者特別褒賞金を受ける順位は、同項各号の順序によるものとし、同項第2号又は第4号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。
 - 3 殉職者特別褒賞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、殉職者特別褒賞金は、その人数によつて等分して授与するものとする。
 - 4 殉職者特別褒賞金を受けるべき遺族が、第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和47年3月31日条例第24号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則 (昭和57年7月10日条例第23号)

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

付 則 (平成4年9月30日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の茨城県警察職員の特別褒賞金に関する条例の規定は、平成4年4月1日以後に生じた事案に係る特別褒賞金について適用する。

付 則 (平成7年9月28日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の茨城県警察職員の特別褒賞金に関する条例の規定は、平成7年4月1日以後に生じた事案に係る特別褒賞金について適用する。

付 則 (平成8年3月28日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年10月5日条例第46号抄)

(施行期日等)

¹ この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の茨城県警察職員の特別褒賞金

に関する条例第3条第2項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた事案に係る殉職者特別褒賞金について適用する。
